

○農林水産省告示第四百七十七号
 植物防疫法(昭和二十五年法律第一百五十一号)第十七条第二項の規定に基づき、平成二十八年九月二十三日農林水産省告示第八百二十七号(ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示)の一部を次のように改正する。
 令和三年四月二日
 農林水産大臣 野上浩太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る、これを削る。

		改正後	改正前
北海道	都道府県	別表に掲げる地域	別表に掲げる地域(以下「防除区域」という。)
網走市	市町村	稲富(藻琴川以西の地域並びに九番二、五及び六、十一番一から四まで、十二番一から四まで、十三番一から七まで、十四番一から十まで、十五番二から四まで、十六番二及び四から六まで、十七番、十八番一及び二、十九番一及び二、二十番、二十二番二及び三、二十三番一から四まで、二十五番から三十一番まで、三十二番一及び三、三十三番一及び二、四十一番二、百七番二、百八番、百八番二、百九番、百九番二、百十番、百十一番、六百七十五番一及び二、六百七十七番一から五まで、六百七十八番、六百七十九番一から四まで、六百九十二番一から四まで、七百三十番から七百三十二番まで、二万十四番、二万五	稲富(藻琴川以西の地域並びに九番二、五及び六、十一番一から四まで、十二番一から四まで、十三番一から七まで、十四番一から十まで、十五番二から四まで、十六番二及び四から六まで、十七番、十八番一及び二、十九番一及び二、二十番、二十二番二及び三、二十三番一から四まで、二十五番から三十一番まで、三十二番一及び三、三十三番一及び二、四十一番二、百七番二、百八番、百八番二、百九番、百九番二、百十番、百十一番、六百七十五番一及び二、六百七十七番一から五まで、六百七十八番、六百七十九番一から四まで、六百九十二番一から四まで、七百三十番から七百三十二番まで、二万十四番、二万五
北海道	都道府県	別表に掲げる地域	別表に掲げる地域(以下「防除区域」という。)
網走市	市町村	稲富(藻琴川以西の地域並びに九番二、五及び六、十一番一から四まで、十二番一から四まで、十三番一から七まで、十四番一から十まで、十五番二から四まで、十六番二及び四から六まで、十七番、十八番一及び二、十九番一及び二、二十番、二十二番二及び三、二十三番一から四まで、二十五番から三十一番まで、三十二番一及び三、三十三番一及び二、四十一番二、百七番二、百八番、百八番二、百九番、百九番二、百十番、百十一番、六百七十五番一及び二、六百七十七番一から五まで、六百七十八番、六百七十九番一から四まで、六百九十二番一から四まで、七百三十番から七百三十二番まで、二万十四番、二万五	稲富(藻琴川以西の地域並びに九番二、五及び六、十一番一から四まで、十二番一から四まで、十三番一から七まで、十四番一から十まで、十五番二から四まで、十六番二及び四から六まで、十七番、十八番一及び二、十九番一及び二、二十番、二十二番二及び三、二十三番一から四まで、二十五番から三十一番まで、三十二番一及び三、三十三番一及び二、四十一番二、百七番二、百八番、百八番二、百九番、百九番二、百十番、百十一番、六百七十五番一及び二、六百七十七番一から五まで、六百七十八番、六百七十九番一から四まで、六百九十二番一から四まで、七百三十番から七百三十二番まで、二万十四番、二万五

一 防除を行う区域 別表に掲げる地域
 二・三 (略)
 四 防除の内容 ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令(平成二十八年農林水産省令第六十一号)第三条から第七条までに定める措置その他必要な措置
 (削る)

(削る)

(削る)

別表

一 防除を行う区域 別表に掲げる地域(以下「防除区域」という。)
 二・三 (略)
 四 防除の内容

(一) ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令(平成二十八年農林水産省令第六十一号、以下「省令」という。)第三条第一項の定めるところにより、防除区域において、植物防疫官がその行う調査の結果、ジャガイモシロシストセンチュウが存在するものと認められた場合以外の場所においてなす科植物(ソラヌム・シンプリーフオリウム及びソラヌム・ベルビアヌムを除く。以下同じ。)の作付けをする場合等を除き、なす科植物の作付けをしてはならないこととする。

(二) 省令第五条第一項の定めるところにより、防除区域内に存在する同項の移動制限植物等について、植物防疫官がその行う検査の結果、ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するための適切な措置が講じられていないと認めると認める旨の表示を付したものでなければ、防除区域以外の地域へ移動させてはならないこととする。

(三) 省令第七条の定めるところにより、防除区域内に存在する省令第五条第一項の移動制限植物等のうちジャガイモシロシストセンチュウが付着し、又は付着しているおそれがあるものについて、植物防疫官の指示に従い、これを廃棄しなければならないこととする。

別表

千九番、二万五千十番、三万八番並びに三万九番を除く。)、音根内(二百三十三番、二百三十七番一から六まで、二百三十八番一から五まで、二百三十九番一及び四から二十一まで、二百四十番一及び三から七まで、二百四十五番一及び二、二百四十六番一から三まで、二百四十七番一から六まで、二百四十八番、二百四十九番一及び二、二百五十番一から三十四まで、二百五十一番一から四まで、六から二十二まで及び二十五から六六まで、二百五十二番一から三まで、五及び九から十八まで、二百五十三番一から七まで及び十から二十九まで、二百五十四番一から四まで、六、八及び十一、二百六十四番、二百六十四番二、二百六十五番一から三まで、二百六十六番一から六まで、八及び十六、二百六十七番一から三まで及び五、二百六十八番一から五まで、七から二十三まで、二十六から三十一まで及び三十三から四十一まで、二百六十九番一から三十五まで、二百七十番一から二十一まで、二百七十一番一から四まで、二百七十二番一から四まで、二百七十三番一から三まで、二百七十四番一及び二、二百七十五番、二百七十六番一から四まで、二百七十七番、二百七十七番二、二百七十八番一から三まで、二百七十九番一及び二、二百八十番一から十一まで、二百八十一番一から九まで、二百八十二番、二百八十二番二から五まで、二百八十三番一から四まで、二百八十四番一及び二、二百八十五番、二百八十六番一から六まで、二百八十七番二、二百八十八番一から四まで、二百八十九番、二百八十九番二から六まで、二百九十番一、二及び六から八まで、二百九十一番一及び四から六まで、二百九十二番一及び三、二百九十三番一、二百九十四番一から三まで、二百九十五番一、二百九十六番一から三まで及び五、二百九十七番一及び二、二百九十八番、二百九十九番一、二、四及び五、三百四十五番一及び四から六まで、三百八十番、三百九十八番、三百九十九番、四百十一番、四百十五番から四百十七番まで、四百三十四番、四百五十六番から四百五十八番まで、二万八番、二万十三番、二万十八番、

千九番、二万五千十番、三万八番並びに三万九番を除く。)、音根内(二百三十三番、二百三十七番一から六まで、二百三十八番一から五まで、二百三十九番一及び四から二十一まで、二百四十番一及び三から七まで、二百四十五番一及び二、二百四十六番一から三まで、二百四十七番一から六まで、二百四十八番、二百四十九番一及び二、二百五十番一から三十四まで、二百五十一番一から四まで、六から二十二まで及び二十五から六六まで、二百五十二番一から三まで、五及び九から十八まで、二百五十三番一から七まで及び十から二十九まで、二百五十四番一から四まで、六、八及び十一、二百六十四番、二百六十四番二、二百六十五番一から三まで、二百六十六番一から六まで、八及び十六、二百六十七番一から三まで及び五、二百六十八番一から五まで、七から二十三まで、二十六から三十一まで及び三十三から四十一まで、二百六十九番一から三十五まで、二百七十番一から二十一まで、二百七十一番一から四まで、二百七十二番一から四まで、二百七十三番一から三まで、二百七十四番一及び二、二百七十五番、二百七十六番一から四まで、二百七十七番、二百七十七番二、二百七十八番一から三まで、二百七十九番一及び二、二百八十番一から十一まで、二百八十一番一から九まで、二百八十二番、二百八十二番二から五まで、二百八十三番一から四まで、二百八十四番一及び二、二百八十五番、二百八十六番一から六まで、二百八十七番二、二百八十八番一から四まで、二百八十九番、二百八十九番二から六まで、二百九十番一、二及び六から八まで、二百九十一番一及び四から六まで、二百九十二番一及び三、二百九十三番一、二百九十四番一から三まで、二百九十五番一、二百九十六番一から三まで及び五、二百九十七番一及び二、二百九十八番、二百九十九番一、二、四及び五、三百四十五番一及び四から六まで、三百八十番、三百九十八番、三百九十九番、四百十一番、四百十五番から四百十七番まで、四百三十四番、四百五十六番から四百五十八番まで、二万八番、二万十三番、二万十八番、

	<p>二万十九番、二万五千二十一番、二万五千二十四番、二万五千二十五番、三万百番、三万百一十番、三万百三十三番、三万百六十六番、三万百七十七番並びに三万五千七十七番に限る。)、昭和、豊郷(豊郷川以西の地域及び豊郷川との合流点下流の鱒浦川以西の地域を除く。)、中園、実豊(百八十一番、百八十一番二、百八十二番、百八十七番一及び四、百八十八番、百八十九番一及び八、百九十番一から三まで、七及び八、百九十一番一から三まで及び六から十三まで、百九十二番一及び四から七まで、百九十三番一、百九十九番一、二及び七から十一まで、二百番一及び二、二百一十番一及び二、二百二番一、二百三番一及び二、二百四番一及び二、二百五番一、二百六番一から三まで、二百七番一から三まで、二百八番一、三及び四、二百九番一、四、五、七及び十、五百五十二番一、五百五十三番、五百五十四番、五百五十五番一、五百七十番、六百九十七番、一万五千七番から一万五千九番まで並びに三万七十七番に限る。)、藻琴及び山里</p>
斜里郡清里町	<p>神威(北海道九百四十四号線以南で北海道道二百五十号線以西の地域(ウエンベツ川以東の地域並びに二百八十一番一から三まで、二百八十二番一から四まで、二百八十三番二から四まで、二百八十四番二、二百八十五番二、二百八十六番一及び二、二百八十七番一から四まで、二百八十八番一及び二、二百八十九番、二百八十九番二及び三、二百九十番、二百九十一番一及び二、二百九十二番一から三まで、二百九十三番一から五まで、三百十九番一から四まで及び八、三百二十番一、五百十六番七及び八、五百十七番、五百十八番一から六まで、五百二十番一から五まで、五百二十一番、五百二十二番、五百二十二番二、五百二十三番一から五まで、五百二十四番一から三まで、五百二十五番一から三まで、五百二十六番一から三まで、五百二十八番一から五まで、五百二十九番一から四まで、五百三十番二、八百四十三番三から五まで、十六、十七、十九及び二十、八百七十番一及び二、</p>

	<p>二万十九番、二万五千二十一番、二万五千二十四番、二万五千二十五番、三万百番、三万百一十番、三万百三十三番、三万百六十六番、三万百七十七番並びに三万五千七十七番に限る。)、昭和、豊郷(豊郷川以西の地域及び豊郷川との合流点下流の鱒浦川以西の地域を除く。)、中園、鱒浦(鱒浦川以北の地域を除く。)、実豊(百八十一番、百八十一番二、百八十二番、百八十七番一及び四、百八十八番、百八十九番一及び八、百九十番一から三まで、七及び八、百九十一番一から三まで及び六から十三まで、百九十二番一及び四から七まで、百九十三番一、百九十九番一、二及び七から十一まで、二百番一及び二、二百一十番一及び二、二百二番一、二百三番一及び二、二百四番一及び二、二百五番一、二百六番一から三まで、二百七番一から三まで、二百八番一、三及び四、二百九番一、四、五、七及び十、五百五十二番一、五百五十三番、五百五十四番、五百五十五番一、五百七十番、六百九十七番、一万五千七番から一万五千九番まで並びに三万七十七番に限る。)、藻琴及び山里</p>
斜里郡清里町	神威

八百七十一番一から四まで、八百七十二番、八百七十三番一から三まで、八百七十四番一、八百七十五番一、八百七十六番、八百七十八番、八百七十八番二から四まで、八百七十九番一及び二、八百八十番、八百八十番二から五まで、八百八十一番、八百八十三番一及び二、八百九十八番一から三まで、八百九十九番、九百番一、五及び七、九百四番五、九百六番一、九百七番一、千九十五番一及び六から八まで、千九十六番一及び三、千九十七番、千九十八番一及び七から九まで、千九十九番一、五及び八、千百五番一及び六から十二まで、千百七番一及び三、千百八番一、二及び四、千百九番五及び六、千百十番七から十まで、千百十一番、千百十二番一から十まで、千百十四番一から三まで、千百十五番三及び七から十まで、千百十八番三及び十、千百十九番二、千百二十番一から四まで及び六、千二百一十一番、千二百二十二番一から三まで、千二百五十八番、千二百五十九番並びに千二百九十八番を除く。)、四十八番一及び十二、五十一番二、六十番二、六十三番三、四及び八から十二まで、九十一番、九十七番一及び七から十二まで、九十八番一、三及び四、九十九番一、二及び五から九まで、百番一及び二、百二番、百二番一、百三番、百四番一、百五番一、十一及び十二、百六番、百七番一、三及び六、二百五十七番一、五から七まで、十一から十七まで、二十九、三十五、五十一から五十五まで、五十八から七十二まで及び七十五から八十二まで、五百番一、八及び十から十八まで、五百二番一及び二、五百三番一、二及び六から十一まで、五百四番一、二及び五から十六まで、五百六番十六、五百四十番五、五百四十一番四、五百四十二番十、五百四十三番三及び五、五百四十四番四、五百四十五番一から十七まで、五百四十六番一及び二、五百四十七番一から十七まで、五百四十八番一から三まで及び十三から十七まで、五百四十九番一、五百五十番一、五百五十一番一、二、六及び七、五百五十二番一及び四から九まで、五百五十三番一及び二、五百五十四番一及び

	<p>斜里郡斜里町</p> <p>以久科北（四十八番一から三まで、四十九番一及び二、五十番一から四まで、五十一番一から四まで、百十三番一、三及び四、百十四番一、二及び五から十まで、百十五番一及び二、三から七まで並びに百十六番一から十一まで並びに一般国道三百三十四号線、町道以久科西三線道路、町道以久科朱四号道路、町道豊倉四号道路及び町道以久科西五線道路により囲まれた地域に限る。）、川上（北海道旅客鉄道釧網線以南で町道羅萌道路以西の地域並びに百五十六番二十五、百七十六番一から三まで、八、十から十四まで及び十六から二十四まで、百七十七番一、三、八、二十一及び二十五から二十七まで、百七十八番一、二、十三から十八まで、二十から二十二まで、二十五及び二十六、百八十九番六、十八から二十三まで、二十七及び二十八、百九十番二、三、五、七から二十一まで及び二十三から三十一まで、百九十一番一から四まで及び六、百九十二番二から四まで、六から十二まで及び十五から十七まで、百九十三番四、七から十一まで、十三及び十四、百九十四番一、三から六まで、八から十まで及び十二から二十六まで、百九十五番一、二及び四から十まで、二百十五番二及び三、二百十六番一、二百十七番一、二、四及び五、二百十八番一、二百二十番一、二百二十一番一、二百二十二番一、四及び五、二百二十五番、二百二十六番一及び二、二百二十七番一、二及び四から七まで、二百二十八番一から三まで、六及び七並びに二百二十九番一、三及び四を除く。）、豊倉（百六番、百六番二、百七番一及び四、百八番一から四まで、百九番一から五まで、百十二番</p>
--	--

	<p>斜里郡斜里町</p> <p>以久科北、川上、豊倉、美咲及び来連（八十八番二、三、五から七まで、九及び十二から十五まで、九十一番十四、九十三番二十三から二十五まで、九十四番十六、百番一から三まで、百一番一、百二番、百五番一及び三から七まで、百六番一から三まで、百七番一から七まで、百八番一から三まで、六、八、十及び十一、百十番一及び三から五まで、百十一番一及び三から五まで、百十二番、百十三番一、二及び四から十四まで、百十四番一、二、四から十八まで、二十から二十三まで及び二十五から三十まで、百十五番一及び二、百十六番、百二十番一から三まで、百二十一番一、二、四及び五、百二十二番一及び四から十二まで、百八十六番五、六、八及び十三から十七まで、百八十七番一から六まで、百八十八番一及び三から六まで、百八十九番一、二、四から八まで、十一から三十三まで及び三十五から四十二まで、百九十番一及び三、百九十一番一、四及び六、百九十二番一及び二、百九十三番一から三まで、五及び七から九まで、百九十四番、百九十四番四から七まで、百九十五番一から五まで、百九十六番一、二及び四から七まで、百九十七番一及び三、百九十八番一から三まで、五、七から九まで及び十二から二十五まで、百九十九番一、三及び五から八まで、二百番一、三及び七から十まで、二百一番一、二、四、六、八、九及び十一から三十五まで、二百二番一から三まで、五、七及び九から十一まで、二百三番、二百四番、二百四番二、二百五番一及び二、二百六番並びに二百七番一から十一までを除く。）</p>
--	--

一、三及び四、百十三番一及び四から八まで、百十四番一から十四まで、百十五番一、四及び五、百十八番一、二及び九から十一まで、百十九番一及び十三、百二十番一から六まで及び九から十一まで、百二十一番一、十及び十一、百六十八番五、六及び八から十まで並びに百八十七番から百八十九番まで並びに町道以久科豊倉六号道路以南で北海道旅客鉄道釧網線以東の地域に限る。)、中斜里、美咲(北海道道七百六十九号線以北の地域(二番一から五まで、三番一、二及び四、四番一、二及び四から六まで、五番一及び六から八まで、六番一及び六、七番一及び二、八番並びに百三十六番を除く。)、北海道道七百六十九号線以南で町道美咲西三線道路以西で一般国道二百四十四号線以北の地域(五十九番二及び三、六十番一、二、九及び十一から十三まで、六十一番一から五まで、六十二番一から四まで及び十一、六十三番一、五及び十三、六十四番一から四まで、六十五番一及び二並びに十六番一及び三を除く。)、二十五番四、六、八、十五及び十六、百七番一、四から八まで及び十八、百九番四、七及び九から十一まで、百十番二から六まで及び八から十まで、百十一番四及び十七から二十六まで、百十九番一から三まで、百二十番並びに百二十一番並びに町道大栄美咲五号道路以南で町道美咲西五線道路以西の地域を除く。)、三井及び来運(八十八番二、三、五から七まで、九及び十二から十五まで、九十一番十四、九十三番二十三から二十五まで、九十四番十六、百番一から三まで、百一番一、百二番、百五番一及び三から七まで、百六番一から三まで、百七番一から七まで、百八番一から三まで、六、八、十及び十一、百十番一及び三から五まで、百十一番一及び三から五まで、百十二番、百十三番一、二及び四から十四まで、百十四番一、二、四から十八まで、二十から二十三まで及び二十五から三十まで、百十五番一及び二、

この告示は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定中、「中斜里」及び「三井」を加える部分は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

百十六番、百二十番一から三まで、百二十一
番一、二、四及び五、百二十二番一及び四か
ら十二まで、百三十番一及び三から六まで、
百三十一番一から四まで、百三十二番一、三
から五まで、七、十四から十七まで及び十九
から二十二まで、百三十三番一及び二、百三
十四番、百三十五番一及び二、百三十六番二
から九まで、百三十七番一から四まで、百三
十八番一及び二、百三十九番一から三まで、
百四十番一及び二、百四十一番一、二及び五
から十一まで、百四十二番一から九まで、百
四十三番一から六まで、百四十四番一から三
まで、百四十五番、百四十六番一から十三ま
で、百四十七番一から三まで、百四十八番一
から三まで及び五から七まで、百四十九番一
から五まで、百五十番一から十まで、百五十
一番一から二十六まで、百五十二番一から四
まで、百五十三番一から四まで、百五十四番、
百五十五番一から三まで及び五から十六ま
で、百五十六番一及び三から九まで、百八十
番二、十二及び十三、百八十六番五、六、八
及び十三から十七まで、百八十七番一から六
まで、百八十八番一及び三から六まで、百八
十九番一、二、四から八まで、十一から三十
三まで及び三十五から四十二まで、百九十番
一及び三、百九十一番一、四及び六、百九十
二番一及び二、百九十三番一から三まで、五
及び七から九まで、百九十四番、百九十四番
四から七まで、百九十五番一から五まで、百
九十六番一、二及び四から七まで、百九十七
番一及び三、百九十八番一から三まで、五、
七から九まで及び十二から二十五まで、百九
十九番一、三及び五から八まで、二百番一、
三及び七から十まで、二百一番一、二、四、
六、八、九及び十一から三十五まで、二百二
番一から三まで、五、七及び九から十一まで、
二百三番、二百四番、二百四番二、二百五番
一及び二、二百六番、二百七番一から十一ま
で、二百十一番並びに二百十二番を除く。）